

7 川こ監第 4 4 号
令和 7 年 6 月 6 日

各 民 間 保 育 所 設 置 者 様

川崎市こども未来局総務部監査担当課長

令和 7 年度保育所指導監査の実施に伴う財務諸表等の提出について（依頼）

時下、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、本市における保育所の運営に御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和 7 年度における保育所指導監査の実施に伴い確認資料とするため、児童福祉法第 4 6 条及び川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第 1 9 条その他の関係法令・通知等に基づき、次により財務諸表等を御提出くださいますようお願い申し上げます。

1 提出書類

別紙 1「私立保育所に対する委託費の経理等通知における設置者から提出いただく計算書等について」のとおり

なお、計算書等の提出にあたっては、別紙 2 についても併せて必ず御提出をお願いします。

2 提出期限

令和 7 年 6 月 3 0 日（月）まで

3 提出形式

計算書類は、原則、エクセル様式や P D F ファイル等による電子データでの提出とします。また、別紙 2 についてはエクセル様式のまま提出してください。

4 提出方法

(1) 下記のロゴフォームから提出してください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/1004971>

(2) 上記(1)の対応が難しい場合は、紙媒体での提出も可能としますので、下記の送付先まで郵送してください。

※ U S B メモリは本市のセキュリティー上、提出できません。

※ また、提出いただいた書類は返却いたしませんので御注意ください。

【送付先】 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市こども未来局総務部監査担当あて

【写】

5 その他

収支計算分析表の提出が必要な設置者（別紙 1 参照）において、自施設での作成が困難であるとの御意見を受け、御要望がある設置者には試行版の収支計算分析表作成補助シート（エクセル）をお送りしています。

今年度についても同様のシートを用意しますので、必要がある場合は、監査担当のメールアドレス宛て、次のとおり御連絡ください。

【件名】「収支計算分析表作成補助シート送付依頼（〇〇（設置者名）」

【本文】送付対象の施設名、担当者名、連絡先を御記入ください。

※誤送信防止のため、送信元のメールアドレスに関わらず、原則、保育第 1 課で把握している園又は法人のメールアドレスに送信させていただきます。

※あくまで、各設置者において収支計算分析表を作成する際の「目安」になるものです。また、送付依頼から実際の送付までに日数をいただく場合があります。

（監査担当）

電 話：044-200-1136

メール：45kansa@city.kawasaki.jp

私立保育所に対する委託費の経理等通知における設置者から提出いただく計算書等について

<拠点区分ごとに提出いただく計算書等>

○は全施設、△は該当項目を計上等する場合に提出をしてください。

提出書類		準拠する会計基準			備考
		法人 社会 会計 法	企業 会計 法	その他	
1	別紙2	○	○	○	別紙2エクセルファイル内に3シートあり:「2-1保育園委託費弾力運用の概況」、「2-2決算確認資料」、「2-3提出チェックリスト兼送付表」
2	収支予算書(令和7年度のものの(全園))	○	○	○	新規開設施設は収支予算書のみ御提出ください。
3	資金収支計算書(以下、令和6年度決算(令和7年度開設園は原則提出不要))	○	△	○	会計年度における当該拠点の資金の増減を明瞭に表示した書類。 ※学校法人会計に準拠する場合は、資金収支内訳表を含む。
4	準拠する会計基準により次の何れかの計算書 ・事業活動計算書(社福会計) ・損益計算書(企業会計) ・事業活動収支内訳表(学校法人会計)他	○	○	○	会計年度における当該拠点の純資産の増減を明瞭に表示した書類。 ※企業会計に準拠する場合で、資金収支計算書を作成しない場合には、拠点区分の損益計算書に以下の細分を記載するか、別紙内訳書等の添付が必要。 ①売上高の内訳として、公定価格、利用者等利用料収入、市加算額その他の事業収入等の別による収入額 ②売上原価並びに販売費及び一般管理費等の内訳として、社福会計の人件費・事業費・事務費の各中区分程度費目ごとの支出額
5	貸借対照表	○	○	○	会計年度末における当該拠点の全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示した書類
6	注記	○	△	○	当該拠点の計算書類に係る注記。
7	基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書	○	○	○	当該拠点の資産の種類ごとの残高を表示した書類。 ※企業会計に準拠する場合は、固定資産台帳明細書等名称は問わない。
8	預金残高証明書(令和7年3月31日付)	○	○	○	拠点区分の貸借対照表の現金預金・積立資産に計上している預金額を挙証する当該年度末の金融機関発行の預金残高を表示した書類。
9	引当金明細書	△	△	△	当該拠点の徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金等の状況を表示した書類。
10	拠点区分資金収支明細書	△	△	△	子育て支援事業等について、サービス区分を設けて事業を実施する場合に、事業ごとの資金収支状況を表示した書類。
11	積立金・積立資産明細書	△	△	△	当該拠点の各積立金・積立資産の残高等を表示した書類。
12	サービス区分間繰入金明細書	△	△	△	会計年度における当該拠点のサービス区分間での繰入金(弾力運用によるものを含む)を表示した書類。
13	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書	△	△	△	会計年度末における当該拠点のサービス区分間での貸付金(借入金)残高を表示した書類。
14	収支計算分析表	△	△	△	経理等通知の5-(2)に該当する場合(当該会計年度の各種積立資産への積立支出と当期資金収支差額合計が事業活動収入計の5%を上回る場合等)に作成する書類。
15	積立資産の目的外使用や他施設充当若しくは前期末支払資金残高の取崩や他経費充当の理事会又は市の承認に係る書類の写し	△	△	△	事前に理事会又は市の承認が必要とされている積立資産の目的外使用や他施設充当若しくは前期末支払資金残高の取崩や他経費充当について、適正に実施されていることを証する書類(理事会議事録及び算出根拠又は保育第1課の承認通知)。

＜法人全体として提出いただく計算書(事業区分によるものを含む)等＞

○は全施設、△は該当項目を計上等する場合に提出をしてください。

提出書類		準拠する会計基準			備考
		法人社会福祉会計	企業会計	その他の会計	
1	資金収支計算書（以下、令和6年度決算(令和7年度開設園は原則提出不要)）	○	△	○	法人全体の直近会計年度における資金の増減を明瞭に表示した書類。 ※社福会計の場合は拠点及び事業区分の内訳表も併せて添付すること。No.2・3において同じ。
2	準拠する会計基準により次の何れかの計算書 ・事業活動計算書(社福会計) ・損益計算書(企業会計) ・事業活動収支計算書(学校法人会計)他	○	○	○	法人全体の直近会計年度における純資産の増減を明瞭に表示した書類。
3	貸借対照表	○	○	○	法人全体の直近会計年度末における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示した書類
4	注記	○	△	○	法人全体の計算書類に係る注記。
5	保育所を経営する事業に係る現況報告書	○	○	○	保育所を経営する事業に係る現況を報告した書類。
6	借入金明細書	△	△	△	法人全体の直近会計年度における金融機関等からの借入等の増減を対象となる区分・拠点ごとに表示した書類。 ※企業会計に準拠する場合は当該拠点区分に係るものの提出でも可。
7	寄附金収益明細書	△	△	△	法人全体の直近会計年度における寄附金収益を対象となる区分・拠点ごとに表示した書類。 ※企業会計に準拠する場合は当該拠点区分に係るものの提出でも可。
8	補助金事業等収益明細書	△	△	△	法人全体の直近会計年度における補助金事業等の収益を対象となる区分・拠点ごとに表示した書類。 ※企業会計に準拠する場合は当該拠点区分に係るものの提出でも可。
9	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	△	△	△	法人全体の直近会計年度における事業区分間及び拠点区分間での繰入金(弾力運用によるものを含む)を表示した書類。
10	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	△	△	△	法人全体の直近会計年度末における事業区分間及び拠点区分間での貸付金(借入金)残高を表示した書類。
11	基本金明細書	△	△	△	法人全体の直近会計年度における法人の設立又は施設の創設・増築若しくは社会福祉法人が維持持続するために必要なものとして、理事者等から収受した寄付金等の増減を拠点ごとに表示した書類。 ※企業会計に準拠する場合は当該拠点区分に係るものの提出でも可。
12	国庫補助金等特別積立金明細書	△	△	△	法人全体の直近会計年度における基本財産等の取得に充てられることを目的として国等から拠出された補助金等の積立と取崩の内容を拠点ごとに表示した書類 ※企業会計に準拠する場合は当該拠点区分に係るものの提出でも可。
13	財産目録	○	－	○	法人全体の直近会計年度末における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するもの。※貸借対照表に記載した金額と同一であること。
14	預金残高証明書(令和7年3月31日付)	○	－	－	金融機関発行の年度末の預金残高・積立資産残高を表示した書類(こども未来局所管法人のみ提出)

提出期限: 令和7年6月30日(月)

全拠点 黄色のセル入力必須

以下の流れで作成してください。 ※今年度開設園は ③別紙2-3(シート3) のみ必須

- ①別紙2-1(シート1)に入力
- ②別紙2-2(シート2)に入力
- ③別紙2-3(シート3)に入力

法人名		
保育所名		
担当者名		
連絡先	電話番号:	
	メールアドレス:	

※法人本部から一括して各保育所の財務諸表の提出を行う場合には、該当保育所と提出書類が分かるよう、保育所ごとにシートを分ける等の御対応の上、御提出ください。

私立保育園委託費弾力運用の概況 黄色のセル

保育所名

〇

① 委託費の弾力運用	各種立資産の目的外使用 (委託費の経理等通知1-(3)及び1-(6))	・事前協議が必要となる場合、事前協議をしていますか。 ☐ している ☐ していない ☐ 非該当
	施設設備整備積立資産の他の施設への充当 (委託費の経理等通知1-(4))	・事前協議が必要となる場合、事前協議をしていますか。 ☐ している ☐ していない ☐ 非該当
	前期末支払資金残高の取崩し及び経費の充当 (委託費の経理等通知3-(1),(2))	・事前協議が必要となる場合、事前協議をしていますか。 ☐ している ☐ していない ☐ 非該当
	財務諸表の備付・閲覧 (委託費の経理等通知1-(5),1-(6),3-(2))	・経理等通知1-(5),1-(6)による委託費の弾力運用を行っている場合において、必要な財務諸表の備付・閲覧を行っていますか。 ☐ している ☐ していない ☐ 非該当

※委託費の経理等通知については、監査資料5-2「私立保育所に対する委託費の経理等について」をご確認ください。

②令和6年度決算

事業活動収入計		①	
	うち委託費収入(公定価格)	②	
積立金支出総額(④+⑤+⑥+⑦)		③	0
内訳	人件費積立資産支出 (退職給付引当資産支出を含む)	④	
	修繕費積立資産支出	⑤	
	備品等購入資産支出	⑥	
	保育所施設・設備整備積立資産支出	⑦	
当期資金収支差額合計		⑧	0
前期末(R5年度末)支払資金残高		⑨	
当期末(R6年度末)支払資金残高		⑩	
他の保育園拠点・子育て支援事業に係る繰入金支出		⑪	
法人本部の運営経費に係る繰入金支出		⑫	

※市加算分は含みません。

※企業会計による場合の支払資金は、貸借対照表の流動資産と流動負債とし、その残高は、流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品は除く)は除く。また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。

※⑩=⑧+⑨の関係性となっていることを御確認ください。

※⑪、⑫に該当がある場合は、準拠する会計基準に関わらず、拠点区分間繰入金明細を提出していただくか、又は下欄にご記入ください。(拠点区分間繰入金明細を提出される場合には記入不要です。)

拠点区分名		必要に応じ行を追加してご記入ください。		使用目的等
繰入元(=自拠点)	繰入先	繰入金の財源	金額	

③前期末支払資金残高の取り崩し

R6年度事業活動収入計(R6予算)	⑬	
前期末支払資金残高の取り崩し額	⑭	〇

以下、自動計算		確認項目等	
収支計算分析表提出の必要性 (③+⑧)÷①	#DIV/0!	5%を超えている場合は 収支計算分析表の提出が必要	#DIV/0!
当期末支払資金残高の委託費収入30%以内の確認 ⑩÷②	#DIV/0!	30%を超えている場合は過大保有	

提出チェックリスト兼送付表 黄色のセル

右側の黄色のセルがプルダウンメニューとなっています。提出の際はチェックリストで提出書類を御確認

○は全施設(△は該当項目を計上等する場合に)提出をしてください。

①拠点区分の計算書類

提出書類		準拠する会計基準			
		社会福祉法人 会計	企業会計	その他の会計	準拠する会計基準
1	別紙2	○	○	○	
2	収支予算書(令和7年度のもの(全園))	○	○	○	
3	資金収支計算書(以下、令和6年度決算(令和7年度開設園は原則提出不要))	○	△	○	
4	準拠する会計基準により次の何れかの計算書 ・事業活動計算書(社福会計) ・損益計算書(企業会計) ・事業活動収支内訳表(学校法人会計)他	○	○	○	
5	貸借対照表	○	○	○	
6	注記	○	△	○	
7	基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書	○	○	○	
8	預金残高証明書(令和7年3月31日時点)	○	○	○	
9	引当金明細書	△	△	△	
10	拠点区分資金収支明細書	△	△	△	
11	積立金・積立資産明細書	△	△	△	
12	サービス区分間繰入金明細書	△	△	△	
13	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書	△	△	△	
14	収支計算分析表	△	△	△	
15	積立資産の目的外使用や他施設充当若しくは前期末支払資金残高の取崩や他経費充当の理事会又は市の承認に係る書類の写し	△	△	△	

②法人全体の計算書類

提出書類		準拠する会計基準			
		社会福祉法人 会計	企業会計	その他の会計	準拠する会計基準
1	資金収支計算書(以下、令和6年度決算(令和7年度開設園は原則提出不要))	○	△	○	
2	準拠する会計基準により次の何れかの計算書 ・事業活動計算書(社福会計) ・損益計算書(企業会計) ・事業活動収支計算書(学校法人会計)他	○	○	○	
3	貸借対照表	○	○	○	
4	注記	○	△	○	
5	保育所を運営する事業に係る現況報告書	○	○	○	
6	借入金明細書	△	△	△	
7	寄附金収益明細書	△	△	△	
8	補助金事業等収益明細書	△	△	△	
9	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	△	△	△	
10	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	△	△	△	
11	基本金明細書	△	△	△	
12	国庫補助金等特別積立金明細書	△	△	△	
13	財産目録	○	-	○	
14	預金残高証明書(川崎市子ども未来局所管法人のみ。令和7年3月31日時点)	○	-	-	

【その他】連絡事項等があれば御記入ください。

